

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和6年度敬老チャージ端末及び保守サポートセンター運用保守業務
発 注 課	保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課
選 定 事 業 者	TOPPANエッジ株式会社 東日本営業統括本部 北海道営業本部
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本市の敬老優待乗車証ICカード（以下「敬老ICカード」という。）は、札幌圏の交通機関で利用可能なICカードである「SAPICA」の仕様を基本としたもので、その規格及び性能は、日本鉄道サイバネティクス協議会が策定したICカード規格に準拠している。</p> <p>そのため、敬老ICカードにポイントをチャージする端末（以下「チャージ端末」という。）は、日本鉄道サイバネティクス協議会が承認した会員のみが規格の開示を受け、開発可能となる特殊なものであり、令和4年2月から設置・運用している現行のチャージ端末の開発については、これを満たす選定業者が受注・開発したものである。</p> <p>本業務は、チャージ端末のハード及びシステムに関する各種運用管理、障害時対応等を行うものであるため、本業務の実施に当たっては、これらのハード及びシステムを熟知しているとともに、チャージ端末を開発し、システムネットワーク環境についても所有・管理している選定業者のみが実施可能となる。</p> <p>以上により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当するため、選定事業者と随意契約を締結する。</p>	
根 拠 法 令	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
決 定 日	令和6年3月15日